

## 埼玉県消防学校学生懲戒処分等実施要綱

平成 21 年 2 月 23 日 施行

令和 5 年 10 月 17 日 最終改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、埼玉県消防学校校則（昭和 53 年埼玉県規則第 87 号）（以下「校則」という。）第 10 条の規定に基づく学生の懲罰処分及び懲戒処分以外の処分（以下「処分等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒処分等の種類及び基準)

第 2 条 懲戒処分等の種類及び内容は、次項及び第 3 項のとおりとする。

2 懲戒処分とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 退校 退学させること。
- (2) 謹慎 有期とし、登校を認めないこと。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

3 懲戒処分以外の処分とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 嚴重注意 厳しく注意すること
- (2) 注意 今後、気を付けるように指導すること
- (3) 説論 論して言い聞かせること

4 退校については、校則第 10 条第 3 項の規定に該当する者に対して行う。

5 謹慎、訓告、嚴重注意、注意及び説論については、法令違反者、素行不良者、学校の秩序を乱すような行為をした者などに対して、教育訓練上必要がある場合に行う。

6 懲戒処分等の基準については、校長が別に定める。

### (懲戒委員会)

第 3 条 懲戒処分等を審議するため、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副校長、担当部長、主任講師及び講師をもって構成する。ただし、救急救命士養成担当の副校長にあつては当該担当に係る事案のみ、主任講師及び講師にあつては教務担当に係る事案についてのみ出席するものとする。

3 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

4 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

5 委員長は、必要と認めたものの出席を求め、意見を聴取することができる。

### (状況報告)

第 4 条 教職員は、学生に第 2 条第 2 項及び第 3 項の懲戒処分等の対象になりうる行為があつたと認められるときは、速やかに当該学生を管理する主任講師又は救急救命士養成

担当副校長（以下「主任講師等」という。）に報告するものとする。

（事実関係の調査）

第5条 主任講師等は、懲戒処分等対象行為に係る事実関係及びその他の処分の必要性等において調査を行うものとする。

2 前項の調査においては、当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

3 主任講師等は、調査が完了したときは、速やかにその結果を校長及び副校長に報告するものとする。

（委員会への付議）

第6条 校長は、懲戒処分等の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為者の処分について委員会に諮るものとする。

（審議結果の報告）

第7条 委員長は、委員会の審議を校長に報告するものとする。

（懲戒処分等の決定）

第8条 校長は、委員会の審議結果に基づき、懲戒処分等を決定する。

2 校長が、委員会の審議結果に対して異議があるときは、その理由を示してこれを再議に付することができる。

3 前項の規定による審議結果が再議に付された議決と同じ議決であるときは、審議結果は確定する。

（懲戒処分等の通知）

第9条 校長は、懲戒処分を決定した場合は、処分理由を記載した懲戒処分書（様式第1号）を当該学生に交付するものとする。

2 校長は、前項の処分を行った場合は、当該学生の任命権者に速やかに通知するものとする。

3 校長は、懲戒処分以外の処分をしたときは、副校長兼主席講師又は副校長を通じて、当該学生に伝達するものとする。

（庶務）

第10条 学生の懲戒及び措置に関する庶務は対象となる学生の担当において、委員会に係る庶務は総務・企画担当において処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。